

(特別支援学校)

特別支援学校学習指導要領等 改訂案(12/22公表)からの修正点

通し 番号	教科名等	改訂案 の頁数	告示	改訂案(12/22公表)
1	総則	幼7	また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすること。	また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるように配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすること。
2	総則	小・中4	特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。	特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などとの交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。
3	知的障害 [生活]	小・中8	教師の援助を受けながら日課に沿って行動する。	教師の援助を受けながら、日課に沿って行動する。
4	知的障害 [社会]	小・中12	日常生活で経験する社会の出来事や情報メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。	日常生活で経験する社会の出来事や通信、メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。
5	道徳	小・中15	知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。	知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。
6	特別活動	小・中18	児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。	児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などとの交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。

(特別支援学校)

7	総則	高1	学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め、国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道德の時間をはじめとして、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。	学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め、国家・社会の一員としての自覚に基づき行為し得る発達段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道德の時間をはじめとして、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
8	総則	高2	特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間をもとより、家庭科、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。	特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。
9	総則	高2	各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及びそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。	各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。
10	総則	高5	ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。	ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができる。
11	総則	高5	情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目	情報のうち「社会と情報」又は「情報の科学」のうちから1科目

(特別支援学校)

12	総則	高6	専門学科においては、専門教科・科目（第2款第1の3の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の教科・科目の単位数の一部の履修をもって、当該専門教科・科目の単位数の一部の履修に替えることができること。	専門学科においては、専門教科・科目（第2款第1の3の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に関する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の教科・科目の単位数の一部の履修をもって、当該専門教科・科目の単位数の一部の履修に替えることができること。
13	総則	高6	適当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。	適当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、特に必要がある場合は、これを増加することができる。
14	総則	高7	各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。ただし、この項及び8において、特別活動についてはホームルーム活動に限る。）の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。3において同じ。）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な学習の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。	各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び8においてはホームルーム活動に限る。）の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。3において同じ。）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な学習の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。
15	総則	高8	ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒を教育する特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。	ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科・科目、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒を教育する特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。
16	総則	高9	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次の工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

(特別支援学校)

17	総則	高9	特に、生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。	特に、生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。
18	総則	高9	学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得よう配慮するものとする。	学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、キャリア教育を推進するために、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界の人々の協力を積極的に得よう配慮するものとする。
19	総則	高9	農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。	農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果をあげるよう留意すること。
20	総則	高10	学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。	学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画に基づき、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。
21	総則	高10	複数の種類の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。	複数の種類の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識や技能を有する教師の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。
22	総則	高10	言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。	言語に関する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。
23	総則	高10	各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。	各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
24	総則	高11	生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。	生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにすること。

(特別支援学校)

25	総則	高12	療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等)については、実情に応じて適切に定めるものとする。	療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等)については、生徒の実態に応じて適切に定めるものとする。
26	保健理療 [医療と 社会]	高16	内容の(4)については、国民の健康の保持増進に寄与する観点から、あん摩・マッサージ・指圧従事者の心構えや倫理観、患者の権利、守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。	内容の(4)については、国民の健康の保持増進に寄与する観点から、あん摩・マッサージ・指圧従事者の心構え、倫理観、患者の権利や守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。
27	保健理療 [生活と 疾病]	高18	指導に当たっては、予防医学、治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。	指導に当たっては、予防医学、治療医学、リハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。
28	保健理療 [生活と 疾病]	高18	内容の(5)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、保健理療と直接かかわりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。	内容の(5)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、保健理療と直接関わりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。
29	保健理療 [保健理 療基礎実 習]	高21	内容の(3)のア及びイについては、片麻痺の評価及び機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。	内容の(3)のア及びイについては、片麻痺の評価、機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。
30	保健理療 [保健理 療臨床実 習]	高22	また、模擬患者との面接実習については、患者の立場に立った施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。	また、模擬患者との面接実習については、患者の立場に立った施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くように配慮すること。
31	保健理療 [保健理 療情報活 用]	高23	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。

(特別支援学校)

32	保健理療	高24	実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。	実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。
33	理療〔医療と社会〕	高25	内容の(4)については、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する観点から、理療従事者の心構えや倫理観、患者の権利、守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。	内容の(4)については、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する観点から、理療従事者の心構え、倫理観、患者の権利や守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。
34	理療〔生活と疾病〕	高27	指導に当たっては、予防医学、治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。	指導に当たっては、予防医学、治療医学、リハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。
35	理療〔生活と疾病〕	高27	内容の(5)については、現代医学の立場から各疾患の原因、症状及び治療法を中心に指導すること。なお、各症状に対する治療については、理療施術の有効性との関連を考慮し、理療と直接かかわりの深い事項に重点を置くとともに、「臨床理療学」と関連付けて扱うこと。	内容の(5)については、現代医学の立場から各疾患の原因、症状、治療法を中心に指導すること。なお、各症状に対する治療については、理療施術の有効性との関連を考慮し、理療と直接関わりの深い事項に重点を置くとともに、「臨床理療学」と関連付けて扱うこと。
36	理療〔生活と疾病〕	高27	内容の(7)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、理療と直接かかわりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。	内容の(7)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、理療と直接関わりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。
37	理療〔理療基礎実習〕	高30	内容の(5)のア及びイについては、片麻痺の評価及び機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。	内容の(5)のア及びイについては、片麻痺の評価、機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。
38	理療〔理療情報活用〕	高32	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析、発信について体験的に扱うこと。
39	理療	高32	実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。	実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

(特別支援学校)

40	理学療法 [疾病と障害]	高34	内容の(2)については、循環器系、呼吸器系及び代謝系に重点を置いて扱うこと。	内容の(2)については、循環器系、呼吸器系、代謝系に重点を置いて扱うこと。
41	理学療法 [保健・医療・福祉とリハビリテーション]	高34	内容の(2)のイについては、理学療法の対象となる代表的な疾患を取り上げ、その原因、症状、経過及び予後並びにリハビリテーション治療の概要を扱うこと。	内容の(2)のイについては、理学療法の対象となる代表的な疾患を取り上げ、その原因、症状、経過及び予後、リハビリテーション治療の概要を扱うこと。
42	理学療法 [臨床実習]	高37	内容の(2)については、各疾患や各障害に対して、偏りなく実習を行うことができるよう病院、施設を選択し、臨床実習指導者との密接な連携を図りながら扱うこと。	内容の(2)については、各疾患、各障害に対して、偏りなく実習を行うことができるよう病院、施設を選択し、臨床実習指導者との密接な連携を図りながら扱うこと。
43	理学療法 [理学療法情報活用]	高37	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析、発信について体験的に扱うこと。
44	理学療法	高38	実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。	実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。
45	印刷 [印刷機械・材料]	高40	内容の(3)、(4)、(5)及び(6)については、自然及び環境保護等について触れること。	内容の(3)、(4)及び(5)については、自然及び環境保護等について触れること。
46	印刷 [印刷情報技術基礎]	高43	エについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理及び発信について体験的に理解させること。	エについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。
47	印刷 [画像技術]	高44	内容の(1)については、文字と画像をコンピュータ上で扱う際の基礎的な知識と技術、印刷における画像処理に必要な加法混色及び減法混色の概要について扱うこと。	内容の(1)については、文字と画像をコンピュータ上で扱う際の基礎的な知識、技術、印刷における画像処理に必要な加法混色、減法混色の概要について扱うこと。

(特別支援学校)

48	印刷	高45	地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。	地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
49	印刷	高45	実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。	実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。
50	理容・美容 [美容実習]	高51	内容の(3)については、特にカッティング、カーリング及びワインディングについて基本的な技術の習得を図ること。	内容の(3)については、特にカッティング、カーリング、ワインディングについて基本的な技術の習得を図ること。
51	理容・美容 [理容・美容情報活用]	高51	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。
52	理容・美容	高52	実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。	実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。
53	クリーニング [クリーニング関係法規]	高53	内容の(2)については、クリーニング業の社会的意義、営業者や従事者としての心構え、倫理観及び遵守事項に触れること。	内容の(2)については、クリーニング業の社会的意義、営業者や従事者としての心構え、倫理観、遵守事項に触れること。
54	クリーニング [繊維]	高55	内容の(2)については、各種繊維の用途や取扱い、内容の(3)については、織物と編み物のそれぞれの用途や取扱い、不織布、人工皮革等に重点を置いて扱うこと。	内容の(2)については、各種繊維の用途や取扱い、内容の(3)については、織物と編み物のそれぞれの用途や取扱い、不織布、人工皮革などに重点を置いて扱うこと。
55	クリーニング [クリーニング機器・装置]	高55	内容の(4)については、各種しみ抜き機器及び道具類の取扱いに関して、実技や実習を中心として指導すること。	内容の(4)については、各種しみ抜き機器、道具類の取扱いに関して、実技や実習を中心として指導すること。



(特別支援学校)

56	クリーニング[クリーニング機器・装置]	高56	内容の(6)については、機器・装置の安全な操作、点検及び事故・危険防止に関する事項を関連させながら扱うようにすること。	内容の(6)については、機器・装置の安全な操作、点検、事故・危険防止に関する事項を関連させながら扱うようにすること。
57	クリーニング[クリーニング機器・装置]	高56	指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に扱うこと。	指導に当たっては、基本的な構造、原理、機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に扱うこと。
58	クリーニング[クリーニング実習]	高56	特に、内容の(3)については、溶剤の管理と清浄方法に留意して扱うこと。	特に、内容の(3)については溶剤の管理と清浄方法に留意して扱うこと。
59	クリーニング	高57	地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。	地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
60	クリーニング	高57	実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。	実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。
61	歯科技工[歯科技工関係法規]	高58	内容の(1)及び(2)については、法制的仕組み及び国や都道府県の衛生行政の概要について扱うこと。	内容の(1)及び(2)については、法制的仕組み、国や都道府県の衛生行政の概要について扱うこと。
62	歯科技工[顎口腔機能学]	高59	内容の(1)から(3)までについては、有床義歯技工実習及び歯冠修復技工実習よりも先行して履修できるようにすること。	内容の(1)から(3)までについては、有床義歯技工実習、歯冠修復技工実習よりも先行して履修できるようにすること。
63	歯科技工[有床義歯技工学]	高60	内容の(2)については、残存歯との調和に配慮した人工歯排列及び咬合調整に重点を置いて扱うこと。	内容の(2)については、残存歯との調和に配慮した人工歯排列、咬合調整に重点を置いて扱うこと。

(特別支援学校)

64	歯科技工 [小児歯 科技工 学]	高62	内容の(1)については、内容の(2)及び(3)との関連を図り、小児歯科技工の意義と目的を理解させること。	内容の(1)については、内容の(2)から(4)までとの関連を図り、小児歯科技工の意義と目的を理解させること。
65	歯科技工 [歯科技工 実習]	高62	指導に当たっては、実験・実習を中心にして使用機械及び器具の理解を深め、基礎的な知識と技術を総合的に習得させるよう留意すること。	指導に当たっては、実験・実習を中心にして使用機械、器具の理解を深め、基礎的な知識と技術を総合的に習得させるよう留意すること。
66	歯科技工 [歯科技工 情報活用]	高63	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。	内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。
67	歯科技工	高63	実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。	実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。
68	知的障害 [社会]	高64	政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。	政治、経済、文化などの社会的事象や通信、メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。
69	知的障害 [社会]	高64	政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。	政治、経済、文化などの社会的事象や通信、メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。
70	知的障害 [情報]	高68	コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信に関心をもつ。	コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理、発信に関心をもつ。
71	知的障害 [情報]	高68	コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信の方法が分かり、実際に活用する。	コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理、発信の方法が分かり、実際に活用する。
72	特別活動	高73	生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。	生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。